

(宮崎県弁護士会会長談話)

憲法記念日に寄せて

—— 憲法9条改正の動きが本格化する中で、改めて平和の重みを考えたい ——

日本国憲法施行から71年を迎えました。

大日本帝国憲法施行後の55年の間に、日本が戦争の当事国となって幾多の戦争を繰り返し、国内外の多数の国民の生命・基本的人権を奪った歴史に照らしてみると、日本国憲法施行後の71年の間、国民が一度も戦争の惨禍に見舞われることなく日常生活を送ることができたことには、計り知れない重みがあります。

日本国憲法は、アジア・太平洋戦争の惨禍と軍国主義への深い反省に基づき、豊かな人権規定を設けるとともに、前文に平和的生存権をうたい、9条に戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認という他に類を見ない徹底した恒久平和主義を定め、政府が二度と戦争をしないよう縛りをかけました。

憲法9条は、現実政治との間で深刻な緊張関係を強いられながらも、自衛隊の組織・装備・活動等に対して大きな制約を及ぼし、海外での武力行使や集団的自衛権の行使を禁じ、専守防衛政策を採用させるなど、日本を戦争する国にしないための大きな歯止めとして機能してきました。

ところが今、この憲法9条を改正しようという動きが、与党や国会において本格化しようとしています。報道によれば、与党・自由民主党は、現行憲法9条をそのまま残しつつ、新たに憲法9条の2を設け、「前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として」の自衛隊を憲法に明記する案を改正案の素案として憲法審査会などに提案する見込みであるとのこと（2018年3月26日読売新聞等）。

‘自衛隊を明記するだけだから今と何も変わらない’と簡単に考えることはできません。「必要な自衛の措置」の内容は新たな憲法9条の2の案としては限定がなく、また、同案は必要な自衛の措置をとることを「妨げず」とも定めているので、憲法9条の制約のない広範な「自衛権」行使が許されてしまう可能性があります。

政府は、すでに2014年7月には憲法9条の解釈を変更して集団的自衛権の行使を認めるとの閣議決定を強行し、2015年9月には自衛隊が集団的自衛権の行使として出動し、海外で他国の戦争に参加できるようにした新安保法制法の成立を強行しました。当会はこの対し、法の支配や立憲主義を蔑ろにし、憲法と主権者たる国民を無視するものとして、強く抗議してきました。憲法9条の改正は、「自衛権」の拡大や、自衛隊の組織・装備・活動等に大きな変質をもたらし、日本の安全保障政策はもとより、私たちの基本的人権保障や社会のありようまで大きな影響を与える可能性があります。未来を担う子どもたちのためにも、私たち主権者一人ひとりが真剣に考えなければならない重大な問題です。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指す当会は、憲法の改正によって、平和や国民の基本的人権が損なわれたり後退したりすることのないよう、これからもこの問題に注視し、必要な提言をするなどの責務を果たしていきたいと思います。

憲法記念日の今日、みなさんが、日本国憲法に刻まれた平和への誓いに改めて思いを馳せ、これからの日本の社会のありようを考え、語り合う機会となることを心より祈念いたします。

2018年（平成30年）5月3日

宮崎県弁護士会

会長 山崎真一郎

